

食中毒の発生及び対応について

1 事件の概要

中野区保健所は、平成31年2月1日、新宿区民より「刺身等を食べ腹痛及び蕁麻疹を呈し医療機関を受診した。」旨の通報を受け、下記飲食店(寿司店)、患者及び患者受診医療機関に対し調査を実施した。

患者は、1月31日当該飲食店(寿司店)で刺身等を喫食し、翌2月1日に発症、同日医療機関を受診し治療を受けたが、同日再び腹痛を呈したため他の医療機関を受診したところ寄生虫(アニサキス)の死骸が確認され胃洗浄の処置を受けた。さらに、患者の症状、発症日時がアニサキスを原因とする食中毒と一致していること、患者はアニサキスが寄生し得る魚介類(刺身等)を喫食しており、発症日近くに刺身等を喫食したのは当該飲食店(寿司店)が提供した刺身等のみであることから、当該飲食店(寿司店)が提供した刺身等が原因の食中毒と断定した。

原因食品は当該飲食店(寿司店)が提供した刺身等で、原因物質は、寄生虫(アニサキス)であった。

区では、被害拡大防止のため、2月12日の1日間の営業停止の不利益処分を行うとともに、2月12日から2月18日まで7日間、区ホームページにおいて当該事業者の名称等を公表した。

2 原因施設(被処分者)

- (1) 所在地 東京都中野区中野
- (2) 業種 飲食店営業(寿司)

3 食品衛生法違反の内容(根拠法令等)

食中毒の原因となった食品の提供(食品衛生法第6条第4号違反)

4 不利益処分等の内容

営業停止1日間(食品衛生法第55条)